

ケアハウス 重要事項説明書

社会福祉法人 友和会
ケアハウス サンハイツ酒田

ケアハウス 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入所者の自主性を基本としながら、食事や入浴の準備、緊急時の対応等の日常生活上必要なサービス提供を行い、入所者が健康で明るく自立した生活ができるように支援します。

2. 法人の概要

法人名称 : 社会福祉法人 友和会
法人所在地 : 山形県酒田市曙町二丁目26番地の1
電話番号 : 0234-26-7788
法人設立 : 平成3年5月13日

3. 施設の内容

(1) 施設名 : ケアハウス サンハイツ酒田
所在地 : 山形県酒田市曙町二丁目26番地の9
代表者氏名 : 施設長 池田 護
電話番号 : 0234-26-7400
FAX番号 : 0234-26-7401
開設年月日 : 平成8年4月1日
入所定員 : 50名

(2) 施設の職員体制

職 種	業 務 内 容	人 員
施設長	業務の一元的な管理等	1名（常勤 兼務）
生活相談員	生活相談及び指導等	1名（常勤）
管理栄養士	献立作成、栄養指導等	1名（常勤 兼務）
事務員	会計、庶務等	1名（常勤 兼務）
介護職員	生活支援業務、清掃等	2名（常勤）
調理員	調理、食事提供等	外部委託

(3) 職種の勤務体制

○施設長・栄養士・事務員

・日勤 8:30～17:30

○生活相談員・介護職員

・早勤 7:15～16:15

・日勤 8:30～17:30

・遅勤 9:30～18:30

(4) 居室・設備の概要

○個室	50室
○食堂	1室
○談話室	1室
○会議室	1室
○相談室	1室
○浴室	2室

4. サービスの概要

① 生活相談及び助言

- ・入所者からの生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行います。

② 食事の提供

- ・栄養士の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状態を考慮した食事を提供します。

（食事時間）	朝食	7：20～ 8：20
	昼食	11：50～12：50
	夕食	17：20～18：20

③ 入浴の準備

- ・毎日入浴が可能です。15：00～20：00の間にご利用ください。
- ・入浴に支援が必要な方は13：00～15：00の間にご利用いただきます。

④ 緊急時の対応

- ・入所者は、身体状況の急激な変化等、緊急の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず居室内の電話等で職員の対応を求めることができます。
- ・職員は、入所者から緊急の対応要請があった場合には、速やかに適切な対応をします。
- ・医療機関と同時に緊急連絡先へ速やかに連絡をします。

⑤ 在宅福祉サービス等の利用

- ・施設は、入所者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルパー等の在宅福祉サービスが利用できるよう、連絡、調整等の必要な対応を行います。

⑥ 自主活動への協力

- ・入所者は、施設の共用設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができます。

⑦ 保健衛生

- ・入所者に定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存し健康の保持、疾病の予防に努めるものとします。

5. 利用料金

入所者は、「サービスの提供に要する費用」・「生活費（１１月から３月までは冬期加算が附加されます）」・「居住に要する費用」・その他水道光熱費等を毎月５日に金融機関口座からの自動引き落としにより支払うものとします。但し、５日が金融機関の休日となる場合には、その休日明けの営業日に支払うものとします。（別紙 月額利用料金表）

入所または退所に伴い、１ヶ月に満たない期間を利用した場合の「生活費」・「居住に要する費用」については、日割り計算によって精算するものとします。

「サービスの提供に要する費用」につきましては、入所者の前年の年間収入で決定するため、毎年申告して頂きます。

6. 契約の解除

以下に該当した時、契約を解除させて頂く場合があります。

- ①入所の条件に関して虚偽の届出を行って入所したとき
- ②利用料その他の支払いを３ヶ月以上にわたって遅延したとき
- ③「サービスの提供に要する費用」の減額の申請に当たって虚偽の届出を行ったとき
- ④施設長の承諾を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作等を行い、原状復帰しないとき
- ⑤在宅福祉サービス等の利用によっても、日常生活の維持ができなくなったとき
- ⑥金銭の管理、各種サービスの利用等について、自分で判断できなくなったとき
- ⑦共同生活の秩序を著しく乱し、他の入所者に迷惑をかけるとき
- ⑧その他契約書及び管理規程に違反したとき

7. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、その計画に基づき、年２回以上入所者及び職員等の訓練を行います。

8. 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

9. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情解決責任者	施設長	池田 護
苦情受付担当者	生活相談員	黒井 光穂
電話：０２３４－２６－７４００		
受付時間：８：３０～１７：３０		

その他 山形県庄内総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課
所在地：山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
電話：0235-66-5459

山形県福祉サービス運営適正化委員会
所在地：山形市小白川町2-3-31
山形県総合社会福祉センター内
電話：023-626-1755

10. 虐待の防止について

施設は、いかなる場合においても、入所者に対し虐待を行いません。入所者の人権の擁護、虐待防止等のために、虐待防止委員会を設置し、職員に対する教育を徹底します。

11. 身体拘束について

施設は、原則として身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。ただし、入所者又は他の入所者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、それらを保護するため緊急やむを得ない場合において、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

12. 事故発生時の対応及び損害賠償について

施設は、入所者のサービスの提供にあたって事故が発生し場合は、速やかに身元保証人、県等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

当施設において、施設の責任により入所者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められた場合には、入所者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

サービスの提供にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<施設>

所在地 山形県酒田市曙町2丁目26番地の9

施設名 ケアハウス サンハイツ酒田

施設長 池田 護 印

説明者 黒井 光穂 印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、サービスの提供内容に同意しました。

<入所者>

住所

氏名 印

<身元保証人>

住所

氏名 印 (続柄)

<身元保証人>

住所

氏名 印 (続柄)